概要版

城　里　町

男女共同参画基本計画

平成19年3月
城　里　町

この計画について

計画の性格と位置づけ

①この計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、「日本国憲法」における個人の尊重と法の下の平等、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「男女共同参画社会基本法」に根ざした計画です。

②この計画は、第１次城里町総合計画との整合性を図るとともに、他の個別計画とも密接な関連を持っています。

③この計画は、「男女共同参画社会の形成」に向けた総合的な取組みを明らかにしています。また、行政はもちろんのこと、町民、民間団体、企業がそれぞれ主体的に取組むことによって推進されるものです。

④本計画の策定にあたっては、平成 18 年に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」結果を反映するとともに、男女共同参画プラン策定委員会及び、男女共同参画プラン策定ワーキングチームによる議論を経て策定しました。

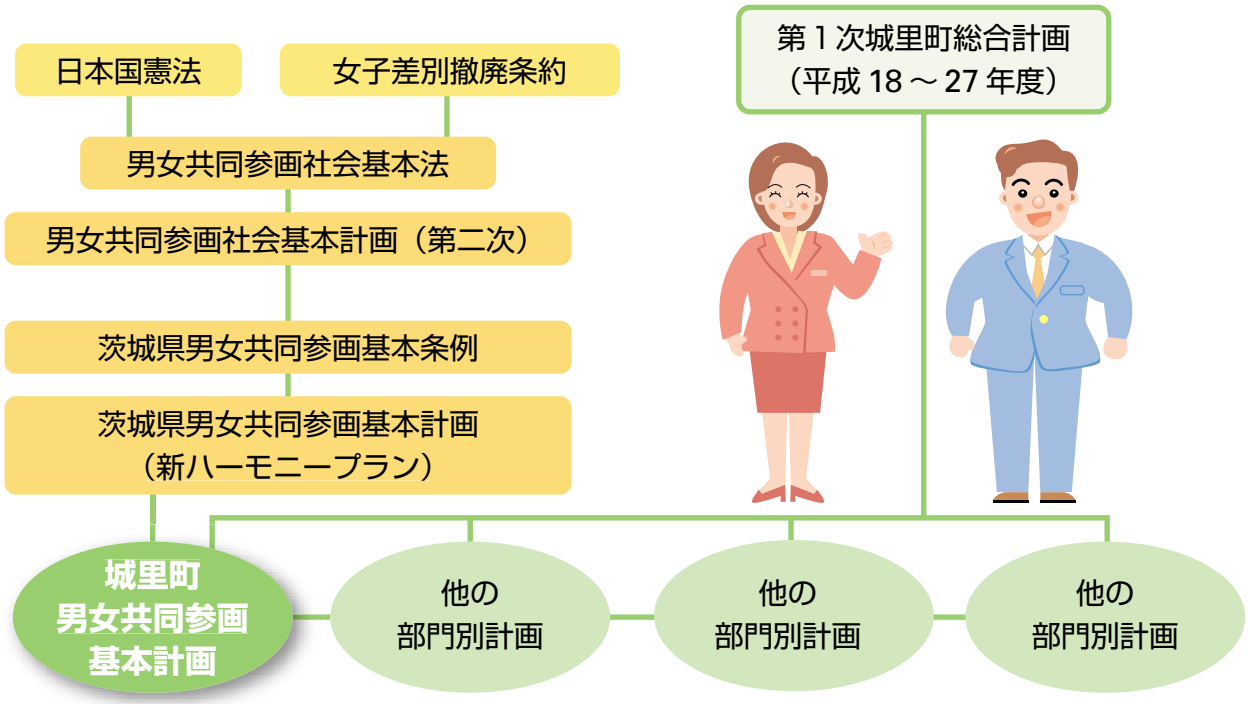

計画期間

この基本計画は、平成 19 年度（2007 年度）から平成 23 年度（2011 年度）までの５年間を計画期間とします。実施計画は、平成 19 年度（2007 年度）から平成 21 年度（2009 年度）までの３年間とし、毎年ローリング方式で評価・見直しを行います。

なお、今後の社会経済情勢の変化や町民のニーズに柔軟に対応していくために、必要に応じて適宜、見直しを行います。

基本目標3 男女共同参画の社会環境づくり

少子・高齢型社会と核家族化が進行し続けるなかで、育児・介護・看護を女性のみの役割とし、支えることを前提とした仕組みから脱却し、男性の参画促進、地域社会や行政の支援の強化によって、子ども、高齢者、障害者、またケアをする人も含めたすべての人がいきいきと暮らしていける環境を整備しなければなりません。

また、ライフサイクルに応じた適切な健康支援や、男女が互いの性を人権として尊重し、正しい知識を身につけることなどを通じて、身体的・精神的・社会的に健康な生活を送れるようにしなければなりません。

さらに、女性の人権を侵害し、尊厳を傷つけるドメスティック・バイオレンス①や性犯罪などの女性に対する暴力をはじめ、児童虐待や高齢者に対する虐待など、あらゆる暴力行為の防止には緊急に取組まなければなりません。

このように、男女平等の視点で総合的に福祉・健康・人権の問題をとらえ、すべての男女が豊かで安心して暮らせる社会環境づくりに取組むことを、3つめの目標とします。

取組み方針	施策の方向
1　生涯を通じて安心して暮らせる社会の確立	1　保健・医療・福祉サービスの充実 2　高齢者への支援 3　障害者への支援 4　ひとり親家庭への支援
2　男女がともに健康で明るい生涯を送るための環境づくり	1　安心して暮らせる社会支援 2　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ②の確立と支援 3　女性の生涯にわたる健康支援 4　男性の心身の健康支援 5　職場における健康支援
3　あらゆる暴力行為の防止と根絶	1　暴力を許さない意識と環境づくり 2　ドメスティック・バイオレンスへの対策 3　児童虐待の予防と対策 4　高齢者に対する虐待の予防と対策 5　セクシュアル・ハラスメント③などへの対策

①ドメスティック・バイオレンス：女性、子ども、高齢者、障害者などの家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

②リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

③セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）：男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

施策の体系

基本目標１ 人権尊重と男女平等の意識づくり

これまでの性別役割分業の解消や、固定的な性の枠組みにとらわれず、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるよう、男女が互いの人権を尊重する意識づくりに取組む必要があります。

男女共同参画の正しい理解を促す学校教育や生涯学習とともに、日常の生活で触れる様々な情報を男女平等の視点に配慮したものとすること、地域社会の性差別的な慣行・慣習やしきたりの見直しなどによって、そうした意識が育くまれ、浸透していきます。

このように、「個人」と「地域」が男女の人権を尊重する意識を高めることを、１つめの目標とします。

取組み方針	施策の方向
1　男女共同参画社会の視点からみた慣行や仕組みの見直し	1　広報、啓発活動の推進 2　定期的な意識調査などによる実態の把握
2　男女平等教育の推進	1　生涯学習の推進 2　教育・保育の推進 3　地域活動における意識の改革 4　行政組織における意識の改革
3　人権を尊重し、認め合う個々の意識の醸成	1　情報における人権の尊重

基本目標2
男女が平等にあらゆる分野に参画できる機会づくり

地域や企業、行政などあらゆる分野での意思決定には、男性も女性も、さらに生活経験や背景の異なった多様な人たちが参画することによって、より町民の生活実態にあった政策・方針を反映させることができます。

また、男女ともいきいきと働きながら、家庭生活や趣味も楽しむ豊かな人生を送る権利を持っています。そのためには、働く場での性差別を解消すること、男女とも仕事と家庭生活・地域活動などの他の活動との両立ができる機会をつくることが求められます。

このように、男女が平等にあらゆる分野にあたり前に参画できるまちにすることを、２つめの目標とします。

取組み方針	施策の方向
1　男女がともに世代を超えて参画できる地域社会づくり	1　政治・行政・企業・団体における女性参画の促進 2　人材の育成と活用
2　男女がともに就業できる場や機会の創出と拡大	1　雇用における男女共同参画の推進 2　商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進 3　仕事と家庭生活の両立支援
3　家庭や地域の中で男女がともに役割を担い、活動できる社会の推進	1　家庭への男性の積極的参画の推進 2　子育て支援の促進 3　介護・介助支援の促進 4　地域活動などへの参画促進

この計画が目指すもの

基本理念

基本的な視点

1 男女共同参画は、人権の一つです

男女共同参画は個人の人権尊重を基盤とするものであり、障害者・外国籍の人・高齢者・子どもなどの人権とも密接に関連しています。総合計画にもあるように、男女共同参画を人権の一つとして尊重し、取組んでいきます。

2 男女共同参画は、まちづくりの一環です

“性別にとらわれず一人ひとりがのびのび・いきいきと暮らせることが町全体の活気・元気につながる”こと、すなわち「男女共同参画＝まちづくり」であると考えます。

3 男女共同参画は、慣習や制度も見直します

個人や家庭での意識の変革も大事ですが、それ以上に、制度や慣習の中の不平等や不公平を正していくことが重要です。直接的な性差別ばかりでなく、意図的ではなくとも、結果的にどちらか一方の性を優遇もしくは排除するような仕組みや経過をもつ間接的な性差別についても、できるだけ配慮して見直す視点をもちます。

4 男女共同参画は、みんなで取組みます

原則として本計画は行政計画であるものの、男女共同参画は町民の役割や行政との協働による部分も大きく、そうしたことからも社会計画であるともいえます。行政が率先的に取組みを行うとともに、地域の男女共同参画に取組む個人や団体との連携支援、計画の評価・進行管理を実施する組織の立ち上げといった、「推進」の部分において町民との協働を重視していきます。

基本目標4
男女共同参画を着実に推進する体制づくり

男女共同参画の実現のためには、複雑で幅広い課題を総合的かつ体系的にとらえ、解決に向けた取組みを長期的に着実に積み重ねることが必要です。そのためには、行政が継続的に男女共同参画に取組める体制づくりが欠かせません。また、計画の着実な推進と適切な進行管理のほか、企業や地域団体なども含めたあらゆる分野の組織や町民と協働することが求められます。

このように、行政が質的な政策の継続性を確保しながら、男女共同参画を着実に推進する体制・姿勢づくりが重要であり、これを４つめの目標とします。

取組み方針
1　情報提供と相談苦情の受付け体制
2　計画の進捗や実現性の確保と管理の実施
3　多様な人と組織の連携による推進

編集・発行
（お問い合わせ先）
城里町役場総務課　秘書・広報広聴グループ
〒311-4391　茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25
電話　029-288-3111（代表）